

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第95号
令和3年3月16日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

鳥獣捕獲等事業からの暴力団排除の推進について（通達）

鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）からの暴力団排除については、「鳥獣捕獲等事業からの暴力団排除の推進について（通達）」（平成27年5月28日付け警察庁丁暴発第201号。以下「旧通達」という。）により推進しているところであるが、今後とも下記のとおり運用を継続するので、各都道府県警察にあつては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達は、旧通達の有効期間が満了することに伴い、所要の一部改正を行った上で再発出するものであることを申し添える。

記

1 鳥獣捕獲等事業の概要等

従来の狩猟に加えて、一部の鳥獣が著しく増加し又はその生息地の範囲が拡大していることに起因する生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するため、鳥獣の管理（その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること）等を行うもの。

2 鳥獣捕獲等事業者の認定

鳥獣捕獲等事業を実施する者（法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。）は、その鳥獣捕獲等事業が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる（法第18条の2）が、当該認定基準として、施行規則第19条の8第3号において、以下のとおり暴力団排除条項が規定され、申請者の役員及び施行規則に定める事業管理責任者がそのいずれにも該当しないこととされた。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託

都道府県及び国の機関は、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境省令で定めた鳥獣の捕獲等をする事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）について、前記2の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定事業者」という。）その他環境省令で定める者に対し、その全部又は一部を委託することができることとされた（法第14条の2第7項）。

4 都道府県警察の対応

(1) 鳥獣捕獲等事業者の認定に係る情報提供

都道府県知事が鳥獣捕獲等事業者を認定する場合、申請者について排除対象者であるか否かを確認するため必要があるときは、都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対して照会がなされることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成31年3月20日付け警察庁丙組組企発第105号、丙組暴発第7号）に基づき適切に対応すること。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託に係る情報提供

指定管理鳥獣捕獲等事業は公共事業であることから、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する場合は、当該都道府県等における暴力団排除に関する枠組みが適用される。

よって、委託先について排除対象者か否かを確認する必要がある場合には、委託元となる都道府県又は国の機関の所在地を管轄する都道府県警察本部の暴力団対策主管課長等に対して照会がなされることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、当該都道府県等において構築されている公共事業からの暴力団排除のための規定に基づき、適切に対応すること。

5 積極的な情報提供

認定事業者及び指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた事業者等が、排除対象に該当する事実を把握したときは、関係する都道府県又は国の機関に対する積極的な情報提供を検討すること。

6 適切な保護措置等

認定の取消や委託の解除等を行う際に、都道府県等の担当者から相談等を受理したときは、適切に指導、助言を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。